お知らせ

平成２２年５月１７日
農　林　中　央　金　庫

中小企業金融円滑化法第７条第１項にもとづく説明書類の開示

中小企業金融円滑化法第７条第１項に規定する説明書類について，以下のとおり開示いたします。

【後添資料】

１　中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第７条第１項に規定する説明書類

以　上

（本件に関する照会先）
農林中央金庫　広報部（平井，長谷川）
TEL：０３－５２２２－２０１７

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第７条第１項に規定する説明書類

平成 22 年 5 月 17 日
農林中央金庫

農林中央金庫（以下「当金庫」という。）は，農林水産業の協同組合を基盤とする金融機関として，健全な事業を営む農林漁業者・中小企業者等のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくことを，最も重要な役割の一つと位置づけ，当金庫の担う公共性と社会的責任を強く認識し，適切な業務の遂行に向け取組んでおります。

今般，「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下「金融円滑化法」という。）に基づき，当金庫の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

第１　第６条第１項第１号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当金庫では，平成 21 年 12 月に，金融の円滑化にかかる取組みの方針を定めた「金融円滑化にかかる基本的方針」を以下のとおり制定しております。

（１）基本的な考え方

当金庫は，農林水産業の協同組合を基盤とする金融機関として，これらの協同組合のために金融の円滑化を図るとともに，農林水産業の専門金融機関として，農林水産業および農林水産業に関連する産業の振興，地域社会の活性化等に資することを使命として設立されております。

役職員一同は，この使命を遂行するため，健全な事業を営む農林漁業者・中小企業者等のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくことは，最も重要な役割の一つと位置づけ，当金庫の担う公共性と社会的責任を強く認識し，適切な業務の遂行に向け，以下の方針を定め，取り組んでおります。

（２）取組みの方針

① 当金庫は，農林漁業者または中小企業者等のお客様から，お借入れの申込みがあった場合には，お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ，できる限り，柔軟に対応するよう努めます。

② 当金庫にて，既にお借入れいただいている資金について，その弁済に支障を生じている，または生じるおそれのある農林漁業者または中小企業者等のお客様から，当該債務の弁済にかかる負担の軽減の申込みがあった場合には，お客様の事業についての改善や再生の可能性その他の状況を勘案しつつ，できる限り，当該債務の条件変更，旧債の借換えなど負担の軽減に資する措置をとるよう努めます。

その際，お客様から申込みまたは求めがあった場合には，他の金融機関，政府関係機関，信用保証協会，農林漁業信用基金，都道府県農業信用基金協会，都道府県漁業信用基金協会，全国遠洋沖合漁業信用基金協会，企業再生支援機構，特定認証紛争解決事業者（事業再生 ADR 解決事業者），中小企業再生支援協議会等との緊密な連携を図るよう努めます。また，これらの関係機関等から照会を受けた場合は，守秘義務に留意しつつ，お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

③ 当金庫は，農林漁業者または中小企業等のお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み，お客様の経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

④ 当金庫は，農林水産業と商工業の連携等に積極的に取り組みます。このために，関係する情報を一元的に管理し，お客様のニーズに迅速にお応えするよう取り組んでまいります。

⑤ 当金庫は，お客様からの上述のようなお申込み，ご要望につきまして，お客様の状況等をきめ細かく確認させていただくとともに，真摯かつ丁寧に対応させていただきます。また，お断りさせていただく場合には，その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

（３）体制整備の概要

当金庫は，上述のような金融の円滑化を適切に進めるために次のような体制を整備いたしております。

① 金融円滑化管理委員会の設置

金融円滑化の適切な推進のため融資企画の担当理事を委員長とし関係理事および部長を委員として設置しております。

② 金融円滑化推進室の設置

金融円滑化にかかる企画・推進・管理を行う専門部署として，金融円滑化推進室を設置いたしております。（投融資企画部内に設置）

③ 苦情・相談窓口の設置

金融円滑化推進室および各営業部店にお客様からの円滑化にかかる「苦情・相談窓口」を設置しております。（窓口については後述しております）

④ 金融円滑化担当者の設置

投融資企画部長を金融円滑化管理責任者とし，各営業部店に金融円滑化担当者を配置し，本支店が連携して金融円滑化に取り組んでまいります。

また，当金庫は，農林水産業を基盤とする協同組織中央機関として，JA バンク，JF マリンバンクにおける金融円滑化に向けた各会員の態勢整備が適切になされるように，関係機関と連携しつつ指導・助言を行ってまいります。

第２　第６条第１項第２号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当金庫では，平成 21 年 12 月に，金融円滑化を適切に推進するために以下の体制を整備しております。

（１）理事会は，金融円滑化管理態勢の整備にかかる企画，推進および進捗管理に関する重要な事項を金融円滑化管理委員会で協議させております。

（２）融資企画担当理事は，自らを委員長とし関係理事・部長で構成する金融円滑化管理委員会を開催のうえ，金融円滑化管理態勢の整備にかかる企画，推進および進捗管理に関する重要な事項を協議し，その結果を金融円滑化管理責任部署である投融資企画部が行う施策に反映させております。また，協議内容については，定期的に理事会に報告しております。

（３）金融円滑化管理責任者である投融資企画部長は，金融円滑化管理態勢の運営全般を統括します。また，投融資企画部内に設置した金融円滑化推進室において，金融円滑化にかかる企画，推進および進捗管理を行っております。

（４）各営業部店に設置した金融円滑化担当者は，金融円滑化管理責任部署と連携のうえ，各営業部店における金融円滑化にかかる推進および進捗管理を行っております。

（５）金融円滑化推進室および各営業部店では，金融円滑化にかかるお客様からのお申込み内容等につきまして具体的な記録を作成し，当該記録を保存いたします。

第３　第６条第１項第３号に規定する法第４条及び第５条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

当金庫では，金融円滑化にかかるお客様からの苦情・相談に適切に対応するため，以下の体制を整備しております。

（１）平成 21 年 12 月より，お客さまからの金融円滑化にかかる苦情・相談の窓口を本店投融資企画部金融円滑化推進室に設置しているほか，各営業部店においても設置しております。

【苦情・相談窓口】

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本店	千代田区有楽町1-13-2	投融資企画部金融円滑化推進室	03-5222-2143
札幌支店	札幌市中央区大通西5-12-1	北海道農林水産環境事業部	011-241-0045
青森支店	青森市長島1-5-1	農林水産環境事業班	017-773-6112
盛岡支店	盛岡市内丸3-46	農林水産環境事業班	019-622-6187
仙台支店	仙台市青葉区上杉1-2-16	東北農林水産環境事業部	022-711-7541
秋田支店	秋田市八橋南2-10-16	農林水産環境事業班	018-863-6951
山形支店	山形市七日町3-1-11	農林水産環境事業班	023-641-6319
福島支店	福島市飯坂町平野字三枚長1-1	農林水産環境事業班	024-552-5692
宇都宮支店	宇都宮市大通り1-4-24	農林水産環境事業班	028-621-1313
富山支店	富山市新総曲輪2-21	北陸農林水産環境事業部	076-445-2504
名古屋支店	名古屋市中区栄2-3-6	東海農林水産環境事業部	052-201-6113
大阪支店	大阪市中央区瓦町3-6-5	関西農林水産環境事業部	06-6205-2040
松江支店	松江市殿町111	農林水産環境事業班	0852-21-4490
鳥取事務所	鳥取市扇町7番1	農林水産環境事業班	0857-23-7157
岡山支店	岡山市北区磨屋町9-18-101	中国農林水産環境事業部	086-222-3672
高松支店	高松市寿町1-4-8	四国農林水産環境事業部	087-851-4408
福岡支店	福岡市博多区須崎町2-5	九州農林水産環境事業部	092-271-2114
長崎支店	長崎市万才町5-26	農林水産環境事業班	095-827-3114
熊本支店	熊本市水道町5-15	農林水産環境事業班	096-353-1147
宮崎支店	宮崎市橘通東4-2-2	農林水産環境事業班	0985-24-6113
鹿児島支店	鹿児島市西千石町10-38	農林水産環境事業班	099-223-9193
那覇支店	那覇市松山1-2-12	農林水産環境事業班	098-861-1514

※銀行休業日を除く9時から17時

（２）お客さまからの，当金庫の金融円滑化にかかる措置に対する苦情につきましては，各営業部店に設置した金融円滑化担当者が中心となり，迅速かつ適切な対応を実施するよう努めてまいります。

（３）お客様からの苦情の内容につきまして具体的な記録を作成し，当該記録を保存いたします。

第４　第６条第１項第４号に規定する法第４条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

当金庫では，お客様に対する経営相談や経営改善計画の策定支援を適切に行うため，以下の取組みを行っております。

（１）お借入条件の変更等を行った農林漁業者，中小企業者等のお客様につきましては，本店所管部と営業部店が一体となり，経営状況および業況等につき継続的に把握し，必要に応じて，経営相談や経営改善計画の策定支援を行うなど，継続的な取組みを行います。

（２）経営改善支援先については，経営改善計画の進捗状況を継続的に把握のうえ経営指導を行う等，経営改善に向けた取組みを行います。

（３）お借入条件の変更等を行っていない農林漁業者，中小企業者等のお客様につきましても，必要に応じてコンサルティング機能を発揮し経営相談や経営改善計画の策定支援を行うなど，真摯に取り組みます。

（４）また，お借入条件の変更等の履歴があることのみをもって，新規のお借入やお借入条件の変更等のお申込みを謝絶することは厳に慎みます。

以上

第5　法4条に基づく措置の実施状況
（別表1）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
［債務者が中小企業者である場合］

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	5,559	28,149
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	5,120	24,579
うち、実行に係る貸付債権の額	4,007	22,267
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会 が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会 が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	1,113	2,191
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	120
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	438	3,570
うち、実行に係る貸付債権の額	18	1,955
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	420	1,614
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0

注）金額について百万円未満は切り捨て

第５　法4条に基づく措置の実施状況
（別表2）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
［債務者が中小企業者である場合］

（単位：件）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	61	208
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	57	173
うち、実行に係る貸付債権の数	44	157
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会 が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会 が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	13	14
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	2
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	4	35
うち、実行に係る貸付債権の数	1	22
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	3	13
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0

第5　法4条に基づく措置の実施状況

（別表3）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

［債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合］

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	169	3,577
うち、実行に係る貸付債権の額	107	2,665
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	62	911
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0

注）金額について百万円未満は切り捨て

第５　法4条に基づく措置の実施状況

（別表4）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

［債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合］

（単位：件）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	2	23
うち、実行に係る貸付債権の数	1	17
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	1	6
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0

第6　法5条に基づく措置の実施状況

（別表5）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

［債務者が住宅資金借入者である場合］

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	0
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0

第6　法5条に基づく措置の実施状況

（別表6）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

［債務者が住宅資金借入者である場合］

（単位：件）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	0
うち、実行に係る貸付債権の数	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0